

資料 1

建築・都市整備・道路委員会
平成 29 年 3 月 14 日
道 路 局

市第 162 号議案 高速横浜環状北西線シールドトンネル 建設工事委託契約の変更について

1 概要

高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事委託契約の履行期限を変更します。

2 変更内容

シールド工の施工にあたり発生する土砂を処理するための工事ヤードとして使用している近隣農地について、シールド掘進完了後に必要となる復旧工事を追加するため、履行期限を延長します。

【変更前】 平成 31 年 3 月 31 日

【変更後】 平成 31 年 12 月 27 日

※シールド本線工事への影響はなく、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの全線開通を目指します。

3 参考

< 契約概要 >

平成 26 年第 2 回市会定例会 市第 24 号議案（平成 26 年 6 月 3 日議決）

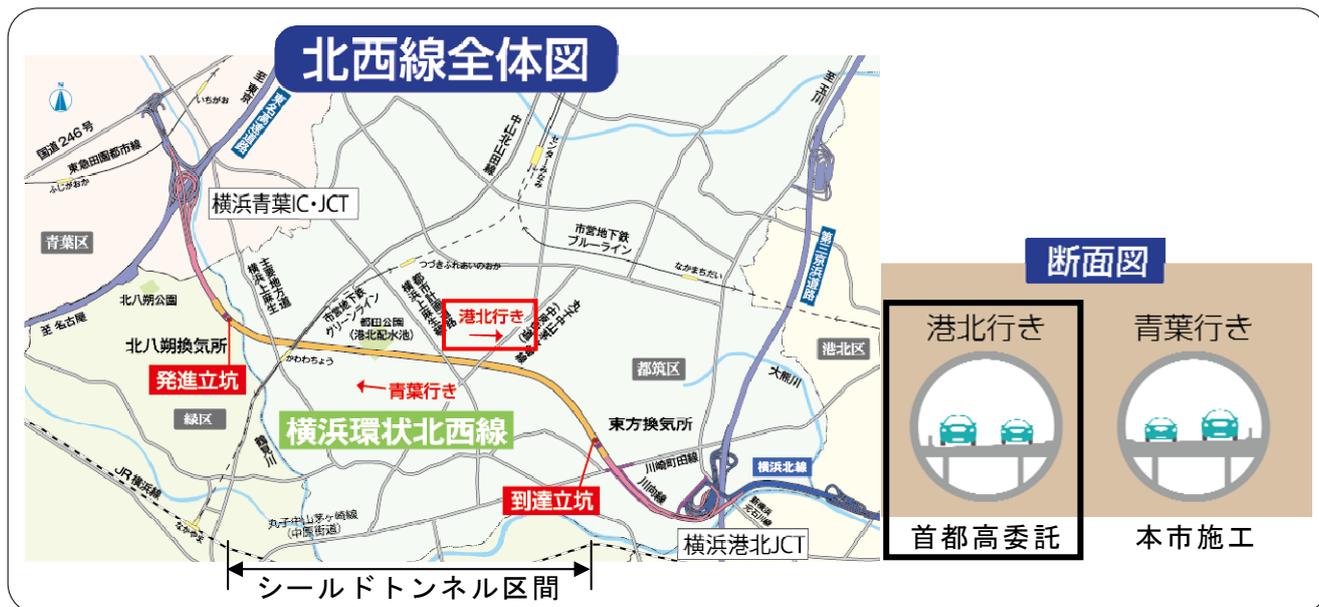
委託工事概要 シールド工 一式

履行場所 緑区北八朔町 218 番地の 4 から都筑区東方町 660 番地の 1 まで

契約金額 45,651,600,000 円

履行期限 平成 31 年 3 月 31 日

契約の相手方 首都高速道路株式会社



※本市施工のシールドトンネル建設工事請負契約の契約金額及び完成期限の変更については、3月17日の政策・総務・財政委員会においてご審査いただく予定です。